

業務及び財産の状況に関する説明書類

(第38期 2024年8月1日から2025年7月31日)

2025年9月29日作成

監査法人名 有限責任大有監査法人
所在地 東京都千代田区飯田橋1-4-1
九段ウイズビル3階
代表者 鴨田 真一郎

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 監査法人の目的

- 財務書類の監査又は証明の業務
- 財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務

(2) 監査法人の沿革

- 1988年9月26日 大有公認会計士共同事務所の構成員3名を中心に設立
1998年3月6日 主たる事務所の所在地を中野区から千代田区一番町へ移転
2006年4月1日 監査法人ゼネラルを吸収合併し、大有ゼネラル監査法人に名称を変更
2006年9月1日 新栄監査法人を吸収合併
2007年10月1日 主たる事務所の所在地を千代田区一番町から千代田区飯田橋へ移転
2016年6月23日 有限責任大有監査法人に名称を変更

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

当監査法人は、公認会計士法第1条の3第4項に規定する有限責任監査法人であります。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当監査法人は、監査証明業務(58社)及び非監査証明業務(1社)を行っており、その概要は(3)・(4)に記載の通りであります。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

2025年 7月31日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
金商法・会社法監査	8 社	8 社
金商法監査	- 社	- 社
会社法監査	4 社	- 社
学校法人監査	4 社	- 社
労働組合監査	26組合	- 社
その他の法定監査	5 社	- 社
その他の任意監査	11社	- 社
計	58社	8 社

(4) 非監査証明業務の状況

区分	対象会社等数
大会社等	- 社
その他の会社等	1社

4 . 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

経営の基本方針

当監査法人は、品質管理が最重要課題であるとの認識に基づき監査業務を行います。

経営管理に関する措置

経営意思決定機関として社員会を設置し、特定の社員に権限を集中することなく社員間の相互牽制による強固なガバナンス体制を構築しております。

また、社員会において品質管理責任者を選任して監査業務を行うとともに、第三者機関であるガバナンス監視委員を設置し、経営機能の実効性の向上とガバナンス体制の強化に関する知見を活用することとしております。

法令遵守に関する措置

日本公認会計士協会倫理規則等に基づき、誠実性・公正性・職業的専門家としての能力及び正当な注意・守秘義務・職業的専門家としての行動の各項目について、当監査法人の「監査の品質管理規程」にその方針又は手続を定めて運用しております。

また、法令違反行為等の早期発見・防止等を目的として通報窓口を設置しております。

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

当監査法人は、専担者を選任しております。また、品質管理本部を専担者及び品質管理委員で組織し、専担者の指示・監督のもと上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を実施しております。

専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

当監査法人は、専担者を統括代表社員の直下に配置し、その下に専担者が統括する品質管理本部や監査証明業務を行う業務部を設置しております。業務の実施状況は当該業務に関与していない品質管理本部構成員が監視を行うことにより、独立性を確保しております。

また、専担者を中心とする品質管理本部が十分な活動時間を確保できるように品質管理活動計画を作成し、その達成状況を確認しております。

(3) 業務の品質の管理の状況等の評価

基準日（会計年度中の一定の日）

2025年7月31日

業務の品質の管理の目的

品質管理システムを整備及び運用する目的は、以下の合理的な保証を提供することであります。

ア . 当監査法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること

イ . 当監査法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること

業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア . 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

当監査法人は、独立性及び職業倫理を遵守することを合理的に確保するために、内規である「事務所の倫理規程」に基づき「監査人の独立性チェックリスト（実務ガイドンス）」（倫理規則実務ガイドンス第3号）により定期的に全ての社員及び職員の独立性を確認しております。また、新規契約の締結に際しては、別途の独立性を確認しております。

また、当監査法人は、監査業務の主要な担当者（監査責任者、審査担当者、監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行うその他の者）の長期間の関与に関しては、「大企業等の継続監査の制限に関する規程」を定め、倫理規則等で定める一定

期間ごとのローテーションを義務付けております。

イ．業務に係る契約の締結及び更新

当監査法人は、不正リスクを考慮した監査契約締結リスクに適切に対応するため、「品質管理規程」に基づき、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めております。具体的には「監査契約検討事項チェックリスト」に基づき被監査会社のリスク評価を行った上で、内規に基づく承認手続を経て、監査契約の新規の締結及び更新の可否を判断しております。

ウ．業務を担当する社員その他の者の選任

当監査法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施するために、「品質管理規程」に基づき、必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた社員その他の者を選任しております。

エ．人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

（ア）社員の報酬の決定に関する事項

監査品質への貢献状況を重視して社員の報酬を決定する方針であります。

（イ）社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

当監査法人は、「品質管理規程」に基づき、専門要員に必要とされる適正や能力を維持し開発するために、全ての専門要員が継続的な研修を受けることの必要性を強調し、必要な研修の機会を提供する旨を定めるとともに、期中において研修担当社員により専門要員が受講すべき業務にあたって重要であると考えられる研修を選定し、当該研修の受講状況を確認しております。

また、研修担当社員が、監査品質の維持向上のため適時適切な研修を実施するため、年間の研修計画を立案・実施しております。なお、研修にはインサイダー取引防止、独立性、及び情報セキュリティ等に関する研修を組み込んでおります。

オ．業務の実施及びその審査

（ア）専門的な見解の問合せ

当監査法人は、「品質管理規程」において、専門的な見解の問合せに関する方針又は手続を定めております。当監査法人内外において、適切な知識・経験を有する人材を確保し、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項が発生した場合あるいは不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況が識別された場合等には、必要に応じて適切に専門的な見解の問合せを実施し、得られた見解を十分に検討し対処することとしております。

（イ）監査上の判断の相違の解決

当監査法人は、「品質管理規程」において、監査チーム内、監査チームと専門的

な見解の問合せの助言者との間、又は監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が存在する場合、監査報告書は監査上の判断の相違が解決しない限り発行しないこととする等、監査上の判断の相違に関する方針又は手続を定めてあります。

（ウ）監査証明業務に係る審査

当監査法人は、審査担当社員方式と会議体方式の両方式の採用により、監査業務について監査計画並びに監査意見形成のための監査業務に係る審査を行っております。監査計画の審査は監査チームが監査意見表明に至る過程において監査計画の策定及びその修正に関して行うものであり、監査意見の審査は監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するために行うものであります。当監査法人は、「審査規程」において、審査の内容、実施時期及び範囲、審査担当者の適格性、審査担当者の客観性、審査の記録及び保存等について方針又は手続を定めています。

また、「審査規程」において、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、審査担当者は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、検討しなければならないこととしてあります。不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合には、必要に応じて十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審査担当者を選任することとし、また、不正による重要な虚偽表示の疑義の内容及び程度に応じて、必要な場合には、追加で審査担当者を選任するか、社員会による合議制の審査を実施することとしてあります。

（エ）監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当監査法人は、「品質管理規程」において、監査調書の機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性等を合理的に確保するために、監査調書の管理・保存及び廃棄、監査ファイルの最終的な整理に関する方針又は手続を定めています。

力．業務に関する情報の収集及び伝達

当監査法人は、「品質管理規程」において、情報と伝達に関する品質目標を定め、当該品質目標を達成するための方針又は手続を定めています。

当監査法人内外からの情報を適切に収集し、活用するための方針又は手続として、情報通報窓口であるホットラインを設置し、運用しております。また、非常勤職員を含む監査法人内のコミュニケーション、被監査会社等とのコミュニケーション、規制当局への通知、不服と疑義の申立て、不正リスクに対応するための報告、専門的見解の問合せ等に関する方針及び手続を整備し、運用しております。

情報開示に関しては、当監査法人に外部の者への品質管理システムに関する情報の提供に係る内容、時期及び形式を含めた方針又は手続とともに、品質管理システムの状況等について、監査報告の利用者が適切に評価できるような十分な透明性の確保を達成するために、情報開示体制を整備し、監査品質のマネジメントに関する年次報告書等の適切な開示を行うこととしております。

キ．前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当監査法人は、「品質管理規程」において、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、また不正リスクに適切に対応するため監査人の交代に関する監査業務の引継についての方針又は手続を定めております。

ク．アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当監査法人は、「品質管理規程」において、品質管理システムに関する最高責任者、品質管理システムの整備及び運用に関する責任者、独立性に係る要求事項の遵守並びにモニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者を選任しております。

品質管理システムに関する説明責任を含む最終的な責任については統括代表社員が、品質管理システムの整備及び運用並びに不正リスクに関する品質管理については、品質管理本部を設け品質管理責任者がその責任を負うものとしております。

ケ．アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当監査法人は、「品質管理規程」において、品質目標の設定し、品質リスクを識別及び評価して追加の対応をデザインして適用するための方針を定め実施しております。

コ．アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当監査法人は、「品質管理規程」において、品質管理システムの整備及び運用について関連性及び信頼性が高くかつ適時性を有する情報を提供し、不備が適時に改善されるように識別された不備に対応する適切な措置を講じるためのモニタリング及び改善プロセスを定めております。これには、日常的監視及び監査業務の定期的な検証を含めております。また、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、定期的な検証により不正リスクへの対応を含む当監査法人の品質管理の方針又は手続に準拠して実施されていることを確かめることとしております。

当監査法人の実施したモニタリングにおいて識別された不備については、当該不備の重大性と広範性を評価するとともに、根本原因の調査を行い、品質管理システムに及ぼす影響を評価し、当該不備に対処するための是正措置を講じるものとしております。

業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

検証を実施した結果、不備は発見されず、品質管理システムの目的が達成されているという合理的な保証を当監査法人に提供しているものと判断しております。

の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供している判断しているため、該当事項はありません。

(4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

必要に応じて社員会において検討を行うとともに、定期的な検証によって個々の業務の監視を行っております。

(5) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項（品質管理レビュー））を受けた年月

2025 年 1 月

(6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当監査法人は、当監査法人及び個々の監査業務における品質を合理的に確保するため、公認会計士法とその関係法令及び日本公認会計士協会の各種報告書等並びに倫理規則に準拠し、監査の品質管理規程等を定め、遵守を義務付けております。

統括代表社員武井浩之が、当監査法人の業務の品質の管理に関する最終的な責任を負うものとし、当監査法人における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しております。

5 . 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称

該当事項はありません。

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項はありません。

(3) 当該業務上の提携の内容

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

（1）当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

該当事項はありません。

（2）当該業務上の提携を開始した年月

該当事項はありません。

（3）当該業務上の提携の内容

該当事項はありません。

（4）共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

該当事項はありません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
9名	-名	9名

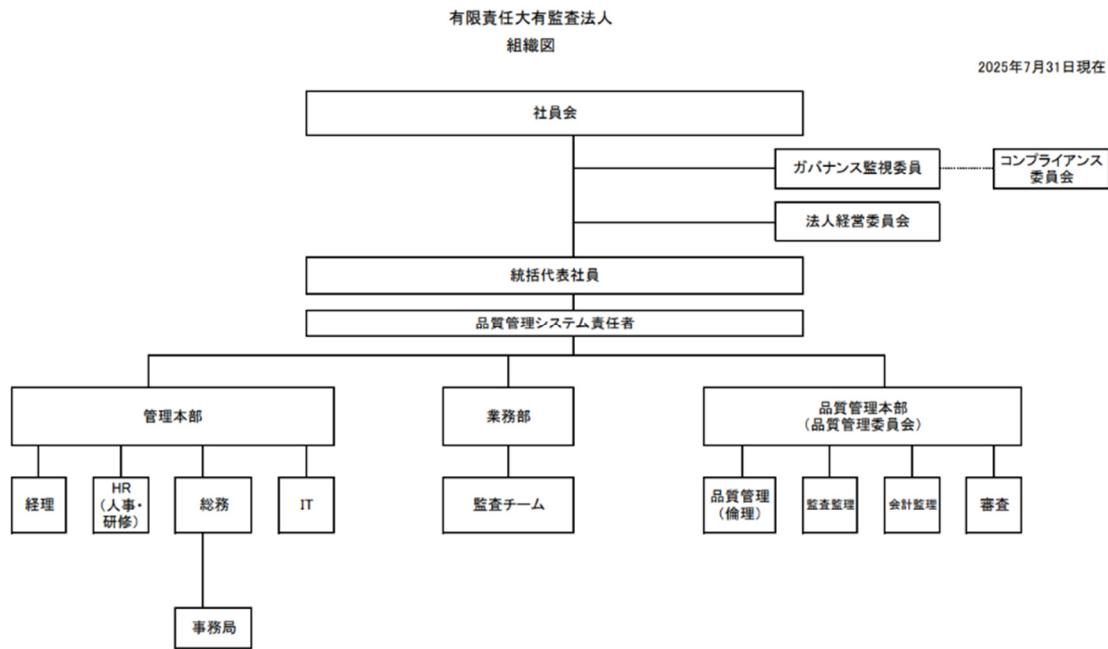
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	重要な事項に関する意思決定を行うため	9名	-名	9名

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
有限責任 大有監査法人	東京都千代田区飯 田橋1-4-1 九段ウ ィズビル3階	9名	-名	9名	25名

四. 監査法人の組織の概要



「ガバナンス監視委員」は、「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)の原則3に沿い、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を有する第三者機関であります。ガバナンス監視委員は、社員会に出席し、必要に応じて指導、助言又は提言を行うことで、経営機能の実効性の向上を果たすこととしております。

五．財産の概況

1. 売上高の総額

直近の会計年度に係る決算情報を記載しております。

(単位 : 千円)

会計年度	第37期 2023年8月1日～ 2024年7月31日	第38期 2024年8月1日～ 2025年7月31日
売上高		
監査証明業務	503,186千円	508,927千円
非監査証明業務	1,200千円	1,800千円
合計	504,386千円	510,727千円

2. 直近二会計年度の計算書類

別紙の通りであります。

3.2.に掲げる計算書類に係る監査報告書

該当事項はありません。

4. 供託金等の額

(単位:千円)

公認会計士法施行令第25条に規定する供託金の額	18,000
供託所へ供託した供託金の額(金銭及び有価証券の額)	14,000
保証委託契約の契約金額	2,000,000
有限責任監査法人責任保険契約のてん補限度額(1事故/期間中)	1,000,000

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

契約の相手方	保険の種類	契約年月日	保険金の額(てん補限度額) (1事故/期間中)
東京海上日動火災保険(株)	公認会計士職業賠償責任保険 (有限責任監査法人用)	2024年8月23日	1,000百万円 / 2,000百万円

六. 被監査会社等(大会社等に限る。)の名称

東京テアトル株式会社

株式会社テンポスホールディングス

岩塚製菓株式会社

株式会社オプトラン

昭和パックス株式会社

株式会社ストレージ王

マーソ株式会社

株式会社日本オーエー研究所

以上8社

以上

決 算 報 告 書

(第 38 期)

自 2024年 8月 1日

至 2025年 7月 31日

有限責任大有監査法人

東京都千代田区飯田橋 1 - 4 - 1

九段ウイズビル 3 階

電話：03 - 3239 - 6777

貸 借 対 照 表

2025年 7月31日 現在

(単位: 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	180,751,569	【流動負債】	35,830,630
現 金 及 び 預 金	158,325,844	未 払 金	23,782,930
売 売 金	11,231,000	未 払 法 人 税 等	180,000
未 成 業 務	11,194,725	未 払 消 費 税 等	11,867,700
【固定資産】	26,265,664	【固定負債】	9,000,000
【有形固定資産】	8,670,539	社 員 退 職 慰 労 引 当 金	9,000,000
建 物	2,133,157	負 債 の 部 合 計	44,830,630
工 具 、 器 具 及 び 備 品	6,537,382	純 資 産 の 部	
【無形固定資産】	115,125	【社員資本】	162,186,603
電 話 加 入 権	115,125	資 本 金	18,000,000
【投資その他の資産】	17,480,000	資 本 剰 余 金	15,000,000
敷 金	3,480,000	資 本 準 備 金	15,000,000
長 期 預 け 金	14,000,000	利 益 剰 余 金	129,186,603
		利 益 準 備 金	1,950,000
		その 他 利 益 剰 余 金	127,236,603
		繰 越 利 益 剰 余 金	127,236,603
		純 資 産 の 部 合 計	162,186,603
資 産 の 部 合 計	207,017,233	負 債 及 び 純 資 産 合 計	207,017,233

損益計算書

自 2024年 8月 1日

至 2025年 7月31日

(単位: 円)

科 目	金 額
【売上高】	
業 務 収 入	510,727,604
売 上 高 合 計	510,727,604
売 上 総 利 益 金 額	510,727,604
【販売費及び一般管理費】	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計	492,652,578
當 業 利 益 金 額	18,075,026
【営業外収益】	
受 取 利 息	60,132
雜 収 入	38,100
営 業 外 収 益 合 計	98,232
經 常 利 益 金 額	18,173,258
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	18,173,258
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	189,208
当 期 純 利 益 金 額	17,984,050

社員資本等変動計算書

自 2024年8月 1日

至 2025年7月31日

(単位：円)

	社員資本							純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			社員資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	18,000,000	12,000,000	12,000,000	1,950,000	109,252,553	111,202,553	141,202,553	141,202,553	
当期変動額									
当期純利益金額					17,984,050	17,984,050	17,984,050	17,984,050	
社員出資金の増加		3,000,000	3,000,000				3,000,000	3,000,000	
社員資本以外の項目の当期変動額（純額）								0	
当期変動額合計	-	3,000,000	3,000,000	-	17,984,050	17,984,050	20,984,050	20,984,050	
当期末残高	18,000,000	15,000,000	15,000,000	1,950,000	127,236,603	129,186,603	162,186,603	162,186,603	

附属明細書

第38期 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

有限責任大有監査法人

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額
有形固定資産	建物付属設備	2,364,890	-	-	231,733	2,133,157	1,990,110
	器具備品	354,668	9,950,829	-	3,768,115	6,537,382	4,731,047
	計	2,719,558	9,950,829	-	3,999,848	8,670,539	6,721,157
無形固定資産	電話加入権	115,125	-	-	-	115,125	-
	ソフトウェア	62,187	-	-	62,187	-	-
	計	177,312	-	-	62,187	115,125	-

2. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
社員退職慰労引当金	8,000,000	8,538,500	7,538,500	-	9,000,000
計	8,000,000	8,538,500	7,538,500	-	9,000,000

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:円)

科目	金額	摘要
人件費	447,370,775	
旅費交通費	4,639,285	
通信費	5,757,666	
消耗品費	1,517,512	
租税公課	400,750	
諸会費	4,261,375	
地代家賃	7,221,000	
保険料	1,614,070	
研修教育費	370,000	
減価償却費	4,062,035	
社員退職慰労引当金繰入額	8,538,500	
その他	6,899,610	
計	492,652,578	

注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物(附属設備を含む)については、定額法によっております。

なお、耐用年数は原則として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、耐用年数は原則として法人税法に規定する方法と同一の基準によっておりますが、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づき定額法を採用しております。

(2) 引当金の計上基準

社員退職慰労引当金

社員の退職慰労金の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 6,721,157 円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 業務収入の内訳

監査業務収入	508,927,604 円
非監査業務収入	1,800,000 円

(2) 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額

科目	金額
人件費	447,370,775 円
消耗品費	1,517,512
地代家賃	6,797,310
旅費交通費	4,276,934
通信費	3,941,108
諸会費	3,835,000
社員退職慰労引当金繰入額	8,538,500

決 算 報 告 書

(第 37 期)

自 2023年 8月 1日

至 2024年 7月 31日

有限責任大有監査法人

東京都千代田区飯田橋 1 - 4 - 1

九段ウイズビル 3 階

電話：03 - 3239 - 6777

貸 借 対 照 表

2024年 7月31日 現在

(単位: 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	155,641,589	【流動負債】	26,815,906
現 金 及 び 預 金	115,190,100	未 払 金	16,511,106
売 売 金	21,656,664	未 払 法 人 税 等	90,000
未 成 業 務	11,110,525	未 払 消 費 税 等	10,214,800
未収還付法人税等	7,684,300	【固定負債】	8,000,000
【固定資産】	20,376,870	社 員 退 職 慰 労 引 当 金	8,000,000
【有形固定資産】	2,719,558	負 債 の 部 合 計	34,815,906
建 物	2,364,890	純 資 産 の 部	
工 具 、 器 具 及 び 備 品	354,668	【 社 員 資 本 】	141,202,553
【無形固定資産】	177,312	資 本 金	18,000,000
電 話 加 入 権	115,125	資 本 剰 余 金	12,000,000
ソ フ ト ウ ェ ア	62,187	資 本 準 備 金	12,000,000
【投資その他の資産】	17,480,000	利 益 剰 余 金	111,202,553
敷 金	3,480,000	利 益 準 備 金	1,950,000
長 期 預 け 金	14,000,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	109,252,553
		繰 越 利 益 剰 余 金	109,252,553
		純 資 産 の 部 合 計	141,202,553
資 産 の 部 合 計	176,018,459	負 債 及 び 純 資 産 合 計	176,018,459

損益計算書

自 2023年 8月 1日

至 2024年 7月31日

(単位: 円)

科 目	金 額
【売上高】	
業 務 収 入	504,386,288
売 上 高 合 計	504,386,288
売 上 総 利 益 金 額	504,386,288
【販売費及び一般管理費】	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計	542,958,585
當 業 利 益 金 額	△38,572,297
【営業外収益】	
受 取 利 息	1,363
當 業 外 収 益 合 計	1,363
經 常 利 益 金 額	△38,570,934
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	△38,570,934
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	180,000
当 期 純 利 益 金 額	△38,750,934

社員資本等変動計算書

自 2023年8月 1日

至 2024年7月31日

(単位：円)

	社員資本							純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			社員資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	18,000,000	17,000,000	17,000,000	1,950,000	148,003,487	149,953,487	184,953,487	184,953,487	
当期変動額									
当期純利益金額					△ 38,750,934	△ 38,750,934	△ 38,750,934	△ 38,750,934	
出資金の払戻		△ 5,000,000	△ 5,000,000				△ 5,000,000	△ 5,000,000	
社員資本以外の項目の当期変動額（純額）								0	
当期変動額合計	0	△ 5,000,000	△ 5,000,000	0	△ 38,750,934	△ 38,750,934	△ 43,750,934	△ 43,750,934	
当期末残高	18,000,000	12,000,000	12,000,000	1,950,000	109,252,553	111,202,553	141,202,553	141,202,553	

附属明細書

第37期 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

有限責任大有監査法人

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額
有形固定資産	建物付属設備	31,013	2,577,300	-	243,423	2,364,890	1,758,377
	器具備品	72,568	560,000	-	277,900	354,668	962,932
	計	103,581	3,137,300	-	521,323	2,719,558	2,721,309
無形固定資産	電話加入権	115,125	-	-	-	115,125	-
	ソフトウェア	130,027	-	-	67,840	62,187	-
	計	245,152	-	-	67,840	177,312	-

2. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
社員退職慰労引当金	5,000,000	3,000,000	-	-	8,000,000
計	5,000,000	3,000,000	-	-	8,000,000

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:円)

科目	金額	摘要
人件費	505,862,470	
旅費交通費	4,276,934	
通信費	3,941,108	
消耗品費	7,901,078	
租税公課	582,422	
諸会費	3,835,000	
地代家賃	6,797,310	
保険料	1,558,290	
研修教育費	159,092	
減価償却費	589,163	
社員退職慰労引当金繰入額	3,000,000	
その他	4,455,718	
計	542,958,585	

注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、耐用年数は原則として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、耐用年数は原則として法人税法に規定する方法と同一の基準によっておりますが、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づき定額法を採用しております。

(2) 引当金の計上基準

社員退職慰労引当金

社員の退職慰労金の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 2,721,309 円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 業務収入の内訳

監査業務収入	503,186,288 円
非監査業務収入	1,200,000 円

(2) 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額

科目	金額
人件費	505,862,470 円
消耗品費	7,901,078
地代家賃	6,797,310
旅費交通費	4,276,934
通信費	3,941,108
諸会費	3,835,000
社員退職慰労引当金繰入額	3,000,000